

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>高知県立林業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）</p> <p>（研修料の減免の要件等）</p> <p>第8条 条例第5条の規定に基づき研修料の全部又は一部を免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、その一部を免除するときの当該額は、知事が別に定める。</p> <p>（1）研修生が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の規定による生活扶助を受けている世帯に属するとき。</p> <p>（2）研修生及び研修生と生計を一にする者の全てが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により当該年度に納付すべき県民税及び市町村民税の所得割額の納付を要しないとき。</p> <p>（3）研修生及び研修生と生計を一にする者が、天災その他特別の事由により、生活に困窮を来し、研修料の納付が困難になったとき。</p> <p>（4）研修生が、県と姉妹提携先の外国の地域からの留学生であるとき。</p> <p><u>（5）研修生が、林業大学校と相互に連携及び協力を推進することを目的とする協定を締結している大学（学校教育法（昭和22年法律第26条）第83条の大学をいう。）その他の教育機関に在籍する者であるとき。</u></p> <p>2 条例第5条の規定に基づく研修料の減免の申請その他の手続に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	<p>高知県立林業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）</p> <p>（研修料の減免の要件等）</p> <p>第8条 条例第5条の規定に基づき研修料の全部又は一部を免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、その一部を免除するときの当該額は、知事が別に定める。</p> <p>（1）研修生が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の規定による生活扶助を受けている世帯に属するとき。</p> <p>（2）研修生及び研修生と生計を一にする者の全てが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により当該年度に納付すべき県民税及び市町村民税の所得割額の納付を要しないとき。</p> <p>（3）研修生及び研修生と生計を一にする者が、天災その他特別の事由により、生活に困窮を来し、研修料の納付が困難になったとき。</p> <p>（4）研修生が、県と姉妹提携先の外国の地域からの留学生であるとき。</p> <p>2 条例第5条の規定に基づく研修料の減免の申請その他の手続に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>